

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(二件)

○県営土地改良事業の工事の完了

○海岸保全区域の変更

○建設業許可の取消し

○土地改良区役員の就任の届出

○土地改良区の定款変更の認可

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

### 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

### 公安委員会

○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の開催について

### 雑 報

○地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十五年度財務諸表の公告

○地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十五年度財務諸表の公告

## 告 示

○宮城県告示第八百三十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

ページ

平成二十六年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇二〇〇六七	放課後等デイサービス・そくしん石巻市渡波字浜曾根の老百二十九一八十四	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人中国足心道療術師協会	平成二十六年十月一日

○宮城県告示第八百三十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成二十六年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五一一〇〇七〇六	湯たんぼほ大崎市鳴子温泉字末沢西四十六番地一	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ドリムプロジェクト	平成二十六年十月一日

○宮城県告示第八百三十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。  
平成二十六年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
砂子沢	ため池等整備事業	平成二十五年五月二十二日
宝江	ため池等整備事業	平成二十六年一月二十一日
田尻第2	経営体育成基盤整備事業	平成二十六年三月十九日

○宮城県告示第八百三十八号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、平成九年宮城県告示第六百十七号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。  
平成二十六年十月十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

新旧別	海岸の名称			指定区域
	沿岸名	海岸名	海地区名	
旧	三陸南沿岸	港北上漁	相川地区海岸	基点A点石巻市北上町十三浜字相川二番一の標柱の地点。基点A点石巻市北上町十三浜字相川二番一の標柱の地点。基点A点石巻市北上町十三浜字相川二番一の標柱の地点。基点A点石巻市北上町十三浜字相川二番一の標柱の地点。
新	三陸南沿岸	港北上漁	相川地区海岸	基点A点石巻市北上町十三浜字相川二番一の標柱の地点。基点A点石巻市北上町十三浜字相川二番一の標柱の地点。基点A点石巻市北上町十三浜字相川二番一の標柱の地点。基点A点石巻市北上町十三浜字相川二番一の標柱の地点。

○宮城県告示第八百三十九号  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。  
平成二十六年十月十四日

- 一 許可を取り消した年月日 平成二十六年九月十九日
- 二 商号又は名称等 宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設番号	申請区分及び許可の種類	受付年月日
株式会社丸善施設工業所 小松 敏明	仙台市泉区根白石字町尻道下七十一	第一万四千三百十九号	全部廃業 一般建設業	平成二十六年八月二十五日
株式会社丸正工業 佐藤 伸	本吉郡南三陸町戸倉字町七十一	第一万五千五百二十五号	一般建設業 左官工事業	平成二十六年八月二十六日
宮城クリーン株式会社 佐藤 勇太	栗原市若柳字上畑岡新米ヶ浦前二百十	第一万五千六百二十五号	一般建設業 建築工事業	平成二十六年八月十八日
有限会社大槻工業 大槻 義孝	仙台市泉区松森字明神七二	第一万四千七百四十七号	一部廃業 大工工事業 左官工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十六年八月二十一日
櫻デンキ 渡邊 匡	東松島市赤井字七反谷地四百三十四	第一万五千六百三十三号	全部建設業 電気工事業	平成二十六年八月十八日
有限会社中倉サイン芸 品川 健一郎	仙台市宮城野区新田一丁目三十一	第一万五千五百二十六号	全部建設業 鋼構造物工事業	平成二十六年八月二十九日
株式会社北翔システムズ 渡辺 聡明	仙台市泉区黒松三丁目三	第一万四千五百八十八号	全部建設業 電気工事業 管工事業	平成二十六年八月二十八日
川村工業 川村 真	多賀城市鶴ヶ谷三丁目九	第一万四千五百七十四号	全部建設業 消防施設工事業	平成二十六年八月十九日
齋藤工務店 齋藤 明幸	仙台市青葉区台原三丁目二十二	第一万四千五百七十七号	全部建設業 大工工事業	平成二十六年八月二十五日
株式会社ヴァーネス 中村 英二	仙台市太白区中田五丁目十六	第一万四千六百二十二号	一部建設業 一般建設業 屋根工事業 内装工事業 タイル・れんが・ブロック工事業	平成二十六年八月十八日

東北YKホーム株式会社 吉田 靖	石巻市鹿妻南四丁目一十九	般一二十五 第一万九千六百五十四号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十六年 八月二十九日
---------------------	--------------	----------------------	--	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年九月十九日	星 勝 雄	大崎市古川新田字中洲八十一番地	理事

○宮城県告示第八百四十一号

石巻市北方土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年十月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年十月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十月十四日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十六年十月十四日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日 時 平成二十六年十月二十日 午後二時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の仕事について

第二号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

第三号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

第四号議案 県立中学校学則の一部改正について

第五号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種二号） 百七十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年九月一日

四 落札者の名称及び所在地 協同石油株式会社 宮城県塩釜市新浜町三丁目一番十六号

五 落札金額 一千六百二十三万五千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月一日

- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽籤により、六問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇一一一—一一一—三六一一）

## 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第123号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習等について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり実施する。

平成26年10月14日

宮 城 県 公 安 委 員 会

### 1 実施日時

- (1) 講習 平成27年1月21日（水）及び同月22日（木）の2日間  
各日午前8時45分から午後5時まで
- (2) 考查 平成27年1月30日（金）  
午前9時から同10時まで

### 2 実施場所

- (1) 講習  
宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号  
パレス宮城野
- (2) 考查  
宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号  
パレス宮城野

### 3 駐車監視員資格者講習の受講手続

- (1) 申込書類  
ア 駐車監視員資格者講習受講申込書一通  
駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、平成26年12月5日（金）から平成27年1月6日（火）の午前9時から午後5時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課及び宮城県内の各警察署交通部において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を含む。）を除く。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの。）

- (2) 申込期間  
平成26年12月5日（金）から平成27年1月6日（火）の午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (3) 申込先  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県警察本部交通部交通指導課

### (4) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日及び勤務先その他連絡先を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出又は郵送すること。（郵送については、平成27年1月6日までの消印のあるもの）に限り受け付ける。）

### (5) 手数料

20,000円相当額の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。  
なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

### 4 携行品

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所あてに郵送する。）
- (2) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）
- 5 合格発表  
駐車監視員資格者講習修了考查終了後、当該修了考查会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

### 6 その他

- (1) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、2日間（14時間）の講習を受講後、修了考查（1時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。
- (2) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る手数料（9,900円）が別途必要である。
- (3) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号

に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(4) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第51条の8第1項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(5) 受講人数は、40名を予定しているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る場合がある。

7 受講に関する問い合わせ先  
宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係  
電話 022-221-7171 内線5143～5149

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。  
平成二十六年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その1  
のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十五年度財務諸表を公告する。  
平成二十六年十月十四日

地方独立行政法人宮城県立病院機構  
理 事 長 菅 村 和 夫

○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。  
平成二十六年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その2  
のとおり地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十五年度財務諸表を公告する。  
平成二十六年十月十四日

地方独立行政法人宮城県立こども病院  
理 事 長 林 富